## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針【日本赤十字九州国際看護大学】

令和2年5月25日現在: レベル3

レベル	区分	大学構内立ち入り	授業	学生の課外活動	教職員勤務体制	判断基準 ※2、※3
0	通常					
1	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、 構内立ち入りに対応します。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で授 業を行います。	感染拡大防止への最大限の配慮を各学生 (団体)に求めた上で課外活動を許可しま す。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常 どおりの勤務を行います。	国内発生早期
2	制限(小)	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、できるだけ立ち入りを少なくするよう工夫します。	可能な限り遠隔授業による科目を開講し、 やむを得ず対面授業によるものは感染拡大 防止に最大限配慮したうえで授業を行いま す。	各学生(団体)に活動の自粛を求めるとと もに、体育館等の課外活動施設の一部を閉 鎖します。		【感染観察】
3	制限(中)	不要不急な立ち入りを自粛するよう要請し ます。	原則として、遠隔授業による科目のみの開 講とし、対面授業によるものは開講しませ ん。	学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。 学生のアルパイトも禁止します。	大学機能維持のため、最小限の人員による 出勤とし、それ以外は積極的に在宅勤務を 行います。 県内、県外へ不要不急の出張自粛を要請し ます。	【感染拡大注意】 県知事による緊急事態宣言 県内感染まん延期 九州・山口地区感染拡大期
4	制限(大)	原則として立ち入りを禁止します。	遠隔授業による科目のみの開講とし、対面 授業によるものは開講しません。	学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。 学生のアルバイトも禁止します。	以下の職員に限り出勤の上業務に従事しますが、それ以外は在宅勤務としま動のの上業務に従事とままが、それ以外は在宅勤務としま動のの低減を図ります。 ①学生の教育、支援等に係る電話相談の対応等の重要かつ緊急会計システム、人事給与システム(会計システム、人事給身を行う者。 ③大学施設の維持管理のために重要かつ緊急の業務を行う者。 ④危機対策に当かるる者。 ⑤その他在宅勤務である者。 ⑤をの世れたの出張を禁止します。	【特定警戒】 県知事による緊急事態宣言による 休業要請 (特措法施行令第11による要請) 県内感染まん延期 九州・山口地区感染拡大期
5	原則停止	立ち入りを禁止します。	遠隔・対面を問わず、原則として全ての授 業科目の開講を中止します。	学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。 学生のアルバイトも禁止します。	施設の維持管理、危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし、それ以外は全員在宅勤務となります。	【パンデミック】 OR 【ロックダウン】

- ※1 本指針は今後の状況に応じて、随時見直しを行うことがあります。
- ※2 国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項
  - ① 感染状況(疫学的状況)
  - オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分実施可能な水準の新規報告数であるか。
  - ・ 1週間単位で見て新規感染者数が減少傾向にある。
  - ・ 直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり0.5人程度以下である。
  - ・ 感染経路不明の症例の発生状況についても考慮する。
  - ② 医療提供体制
  - 感染者、特に重傷者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか。
  - ③ 監視体制
  - 感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応するための体制が整えられているか。

- ※3 福岡県が医療提供体制確保の準備に入るための指標
- ① 1日当たりの感染患者数が3日連続8人(3日移動平均)以上で増加傾向にあること。
- ② 直近3日間の感染経路不明者の割合が、いずれも50%以上であること。
- ③ 病床稼働率50%以上であること。
- ④ 重症病床稼働率50%以上であること。